

もっと!

水洗化で暮らしを快適に

水洗化することにはさまざまなメリットがあります。快適で衛生的な生活環境の確保のために、そして地域の環境衛生向上・公共用水域の水質保全のために、ご家庭の水洗化がまだお済みでない人は、ぜひご検討ください。

◆そのお悩み、水洗化で解決できるかも!



こんなお悩みはありませんか?

- 汚れた水路に害虫のハエや蚊などが発生している…
- くみ取り式トイレの臭いが気になる…
- くみ取り式トイレの衛生面は問題ないかな…

水洗化をすると、こんなメリットがあります



- 汚れた水路などがなくなり、害虫のハエや蚊などが減ります
- 衛生車がかみ取りに来ることがなく、周囲への臭いの心配がなくなります
- 清潔で衛生的な水洗トイレが使えるようになります

◆市内の水洗化率(令和4年度末)

市内の水洗化率は全体で82.4%で、岩手県が公表している県内の水洗化率78.2%(令和3年度末)を上回っています。

(単位:%)

汚水処理方法	全体	公共下水道	農業集落排水	浄化槽
水洗化率	82.4	87.7	86.7	56.9

※水洗化率…水洗化人口(人)/住民基本台帳人口(人)

◆市では、各家庭の水洗化を促進する支援を行っています

	融資あっせん と 利子補給	私設汚水管 設置費 補助金	排水設備 設置促進 補助金	低地対策 ポンプ施設 設置費 補助金	浄化槽設置 整備事業 補助金	浄化槽 維持管理費 補助金
対象者	融資を受けて水洗便所などの改造を行う人	排水設備のうち30%を超える管を設置する人	65歳以上の高齢者または18歳未満の子どもがいる世帯で排水設備などを新設する人	低地に建物を所有し汚水を排出するためにポンプ施設を設置する人	浄化槽を設置しようとする人	個人管理の浄化槽を適正に維持管理する人
補助対象経費	—	排水設備のうち30%を超えた部分の管の設置に要する経費	排水設備などの新設工事に要する経費	ポンプ設置に要する経費(更新の場合は10年経過後)	浄化槽の設置に要する経費	浄化槽の保守点検や清掃などに要する経費
補助金額	◦融資あっせん ▶戸建て住宅…上限130万円 ▶共同住宅…1世帯につき50万円、上限300万円 ◦利子の補給全額	1%あたり4千円 ※上限24万円	補助対象経費の10分の10 ※上限10万円	補助対象経費の10分の7 ※上限60万円	補助対象経費の10分の9 ※上限 ▷5人槽…87.7万円▷7人槽…106.6万円▷10人槽…148.5万円	補助対象経費の10分の10 ※上限1万円
申請期限	—	通年で受け付け (3月末までに工事を完了すること)			12月15日(金)	浄化槽維持管理契約期間の満了日後30日以内

※上記の補助金などは、一部併給できる場合があります。また、上記のほか、浄化槽の更新や規模の変更に伴い既存の浄化槽を撤去する際の経費を補助する制度もあります。要件など詳しい内容については、市ホームページをご覧ください



9月10日は下水道の日

「下水道の日」は、下水道の役割や重要性について理解と関心を深め、下水道をアピールする活動を全国に展開するため、1961年に「全国下水道促進デー」(2001年に名称を「下水道の日」に変更)として国が定めました。

私たちの生活に欠かせない下水道。この機会に、下水道の役割と正しい使用方法について確認しましょう。



下水道 どのような役割があるの?

普段は目にする事のない下水道。でも、下水道は見えないところで、私たちの安全・安心で快適な生活を支えています。

街を清潔に

家庭や工場から排出された汚水を処理して、快適な生活環境を確保します。



身近な環境を守る

下水処理を行いきれいになった水を、川や海に戻し、水質を改善します。



下水道 正しい使用方法をおさらいしましょう

◆下水道を正しく使用しましょう

下水道は自然や人々の生活環境を良くするための公共の財産で、下水道に何でも流せるといっただけではありません。

下水道を使用する一人一人が注意して、大切にしていかなければなりません。次の点に注意して、下水道を正しく使用しましょう。

野菜くずや廃油を流さない

野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油を流さないようにしましょう

汚水ますには廃棄物を捨てない

土砂や廃油、木片などの廃棄物は捨てないようにし、ますをむやみに開けないようにしましょう

異物(*)を水洗トイレに流さない

トイレットペーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう

排水口には網か格子を付ける

台所、浴室などの排水口には、大きな物が流れ込まないように、必ず網か格子を付けましょう

*令和4年度に発生した下水道管への異物混入は28件。主な混入物はマスク、ウエットティッシュ、下着類、モップ(布部分)、おむつ、ライターなどです

◆下水道の使用を始めるには?

下水道の使用を始めるには、宅内から道路にある下水道管へ排水するための排水設備の工事を行う必要があります。事前に市へ申請が必要です。排水設備の工事は、市が指定する排水設備工事指定店(約190社)しか行うことはできません。

なお、申請に必要な図面などの資料は、排水設

備工事指定店で用意してもらうことが可能です。

排水設備工事指定店については、一覧表を市ホームページに掲載しているほか、新館下水道課窓口で配布しています。

